

# 日向市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会

日向市消防長 日向市農業委員会 日向市選挙管理委員会

日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長

日向市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会 日向市消防長 日向市農業委員会 日向市選挙管理委員会 日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「日向市特定事業主行動計画策定推進委員会」を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と、目標を達成するための取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会 日向市消防長 日向市農業委員会 日向市選挙管理委員会 日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定し、達成に向けた取組を実施する。

なお、この目標は、日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会 日向市消防長 日向市農業委員会 日向市選挙管理委員会 日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

## 1. 職員の配置・育成・教育訓練

### <目標>

平成 32 年度までに、係長以上の女性職員の割合を、平成 27 年度の実績（19.89%）より 5%引き上げ 25%以上にする。

### <取組内容>

1. 平成 28 年度より、外部研修への女性職員の派遣を積極的に行う。
2. さまざまな職務が経験できるよう、ジョブローテーションを計画的に行う。

## 2. 仕事と家庭の両立

### <目標 ①>

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇もしくは育児休業の取得割合を 80%以上にする。

### <目標 ②>

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数を 5 日（完全取得）にする。

### <取組内容>

平成 28 年度に、配偶者出産休暇や育児参加のための休暇制度案内を作成し、制度が利用可能な男性職員に配布するとともに、制度の利用方法について電子掲示板で常時閲覧できる状態にする。

## 3. 採用

### <目標>

平成 32 年度までに、技術職（土木・建築）及び消防職の受験者総数に占める女性割合を 10%以上にする。

### <取組内容>

1. 平成 28 年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、技術職（土木・建築）や消防職も女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。